

地方独立行政法人神奈川県立病院機構研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程等の一部改正

(1) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程 新旧対照表

新	旧	改正理由等
<p>(略)</p> <p>(特定不正行為の告発及び相談の受付)</p> <p>第6条 理事長は、法人内外からの特定不正行為の告発（以下「告発」という。）及び告発の意志を明示しない相談（以下「相談」という。）を受けるための窓口を設置し、その事務を本部においては<u>総務部長</u>に、病院においては事務局長に委任する。</p> <p>(略)</p> <p>(特定不正行為の告発の取扱い)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>3 告発を受けた<u>総務部長</u>又は病院の事務局長は、速やかに当該告発の内容を理事長に報告しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和8年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(特定不正行為の告発及び相談の受付)</p> <p>第6条 理事長は、法人内外からの特定不正行為の告発（以下「告発」という。）及び告発の意志を明示しない相談（以下「相談」という。）を受けるための窓口を設置し、その事務を本部においては<u>総務企画部長</u>に、病院においては事務局長に委任する。</p> <p>(略)</p> <p>(特定不正行為の告発の取扱い)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>3 告発を受けた<u>総務企画部長</u>又は病院の事務局長は、速やかに当該告発の内容を理事長に報告しなければならない。</p>	<p>組織改編のため</p>

(2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構競争的研究費等の運営及び管理に関する規程 新旧対照表

新	旧	改正理由等
<p>(略)</p> <p>(基本方針) 第3条法人の競争的研究費等の適正な運営及び管理の基本方針（以下「基本方針」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法人の競争的研究費等の運営及び管理を適正に行うための<u>取組</u>を公表する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(告発等への対応) 第7条 最高管理責任者は、法人内外からの競争的研究費等に係る不正の疑いの指摘又は構成員本人からの申出（以下「告発等」という。）を受けるための窓口を設置し、その事務を本部においては<u>総務部長</u>に、病院においては事務局長に委任する。</p> <p>2 前項の告発等を受けた<u>総務部長</u>又は事務局長は、速やかに当該告発等の内容を最高管理責任者に報告しなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>(基本方針) 第3条法人の競争的研究費等の適正な運営及び管理の基本方針（以下「基本方針」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法人の競争的研究費等の運営及び管理を適正に行うための<u>取組み</u>を公表する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(告発等への対応) 第7条 最高管理責任者は、法人内外からの競争的研究費等に係る不正の疑いの指摘又は構成員本人からの申出（以下「告発等」という。）を受けるための窓口を設置し、その事務を本部においては<u>総務企画部長</u>に、病院においては事務局長に委任する。</p> <p>2 前項の告発等を受けた<u>総務企画部長</u>又は事務局長は、速やかに当該告発等の内容を最高管理責任者に報告しなければならない。</p>	<p>組織改編のため</p>

新	旧	改正理由等
<p>(略)</p> <p>(相談窓口の設置)</p> <p>第11条 最高管理責任者は、競争的研究費等の使用や事務処理の方法について、法人内外からの相談に対応するための窓口を設置し、その事務を本部においては<u>経営戦略部長</u>に、病院においては副事務局長に委任する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和8年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(相談窓口の設置)</p> <p>第11条 最高管理責任者は、競争的研究費等の使用や事務処理の方法について、法人内外からの相談に対応するための窓口を設置し、その事務を本部においては<u>財務部長</u>に、病院においては副事務局長に委任する。</p>	